

第 8 1 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、多機能端末機による特別区税に関する証明等の交付手数料を新設する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成１２年３月台東区条例第１号）の一部を次のように改正する。

付則第３項中「令和８年１月１日から同年５月３１日まで」を「令和９年１月１日から同年１２月３１日まで」に改め、「２の項」の次に「、４の項、１１の項」を加え、「これらの項」を「同表の２の項、４の項及び１９の項」に、「とあるのは、「１０円」を「とあり、並びに同表の１１の項中「３００円」とあるのは、「８０円」に改める。

別表第１の４の項中「３００円」の次に「。ただし、多機能端末機による場合は、１件につき１５０円」を加え、同表の１１の項中「もの」を「物」に改め、「をいう。」の次に「以下この項及び」を、「４５０円」の次に「。ただし、多機能端末機による戸籍証明書の交付の場合は、１通につき３００円」を加え、同表の１９の項額の欄中「住民票」の次に「及び戸籍の附票」を加える。

付 則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。